共産党案

東京都議会議員の政治資金に係る政治倫理の確立に関する条例（案）

略称：政治資金倫理条例

政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）は、基本理念で「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財である」とうたい、「その収支の状況を明らかにすること」を厳しく求めている。

もとより、都民から政治に対する信頼を得るためには、主権者である都民の厳粛な信託を受けた都議会議員の政治倫理、なかでも政治資金に係る政治倫理の確立がとりわけ重要な課題であることは言うまでもない。違法行為が許されないのは当然だが、それにとどまらず、政治的・道義的責任が厳しく問われなければならない。

ところが今般、都議会自民党の政治資金パーティーによる政治資金の不適正な取り扱いが明らかとなり、その当事者の一人であった議長が辞職するなど、異例の事態が引き起こされた。これにより、都民の都議会に対する信頼は、大きく損なわれたが、いまだ全容解明にほど遠い現状にあると言わざるを得ない。また、再発防止のためには、政治資金パーティーの禁止が不可欠である。

東京都議会は、このような事態を打開し、政治資金に係る不祥事を二度と引き起こさない再発防止と、不祥事の全容解明を図ることを固く決意し、政治資金に係る政治倫理を確立し、もって公正で民主的な都政発展に寄与するために、本条例を定めるものである。

（目的）

第１条　この条例は、都政が都民の厳粛な信託によるものであることにかんがみ、その担い手である東京都議会議員（以下「議員」という。）が、その職務の執行における公正と高潔性を明らかにするため、議員および会派が責任を持って、議員が代表、会計責任者または実質的に管理・関与する政治団体（以下「政治団体」という。）における政治資金の収支及び使途の適正化及び透明性確保を図ることにより、政治資金に係る政治倫理を確立し、もって公正で民主的な都政発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　政治団体　政治資金規正法第３条で定められたものをいう。

二　政治資金パーティー　政治資金規正法第８条の２で定められたものをいう。

（議員および会派の責務）

第３条　議員および会派は、都民の信頼に値する高い倫理的義務が課されていることを自覚し、政治資金規正法その他の法令等を遵守するとともに、政治資金に関する不正および都民に対し疑念を抱かせる行為を厳に慎み、都民の負託にこたえ、都民の利益全体を擁護するよう行動しなければならない。

２　議員および会派は、政治資金に関し、政治的または道義的な批判を受けたときは、都民の代表として良心および責任感を持って、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。

（政治資金パーティーの禁止等）

第４条　この条例の目的を達成するため、政治団体による政治資金パーティーを自主的に禁止する。

２　政治活動に関して、議員および政治団体は、政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けてはならない。

（政治資金の適正管理）

第５条　議員および会派は、政治資金の収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、会計責任者を監督するものとする。

２　議員および会派は、政治団体の政治資金について、すべての収入および支出を、漏れなく、かつ真実に反しないよう記録し、法令に基づき報告しなければならない。

３　議員および政治団体は、記録されず、政治資金収支報告書に記載されない金銭を保管、管理、または支出してはならない。

４　議員は、収支報告書の収入および支出の内容が、実際の資金の流れと合致するように、会計帳簿その他の資料を整備しなければならない。

５　繰越金その他の期末残高を計上するときは、その原資を明確にし、裏付けとなる帳簿および残高証明を保存しなければならない。

６　議員および会派は、随時または定期に、次のことを確認するものとする。

一　会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書および差額説明書が保存されていること。

二　会計帳簿には収入および支出の状況が記載されており、かつ会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

（政治資金の透明化）

第６条　議員は、政治資金規正法その他の法令等を遵守し、同法に規定する会計責任者の選任または監督に万全を期し、政治資金の収支および使途に係る収支報告書、領収書その他の支出の事実を証する書類またはその写し並びに政治資金の収入および支出の出納を記載した会計帳簿の写しについて、オンライン（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を活用する方法）により行うものとする。

２　議員は、前項のオンラインで提出した情報を、インターネットを通じて一般の利用に供するものとする。

（政治資金倫理審査会の設置）

第７条　議会に東京都議会政治資金倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査の請求）

第８条　都民および議員は、この条例に反する疑いがあると認められる場合は、議長に対し、審査を請求することができる。

２　次の各号の規定による請求があった場合は、速やかに審査会による審査を行わなければならない。

一　議員が請求する場合は、議員の定数の４分の１以上および３以上の会派（所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。）の議員の連署により請求することができる。

二　都民が請求する場合は、議員の定数の４分の１以上および３以上の会派

の議員の連署により請求することができる。

３　審査の請求は、理由を明らかにした文書（以下「審査請求の文書」という。）をもって行うものとする。

４　議長は、審査の請求があったときは、速やかに議会運営委員会に報告するとともに、審査会に対し、審査請求の文書を送付しなければならない。

（審査会の組織および運営）

第９条　審査会の委員は、１０人以内とし、政治資金および地方議会等に関して専門的知識を有する者および地方自治法（昭和１３年法律第６７号）第１８条に規定する選挙権を有する都民のうちから、議長が公正を期して指名する。

２　審査会の委員の任期は、２年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、任期が終了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。

３　審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

４　審査会は、委員長が招集する。ただし、設置後最初に開かれる審査会は議長が招集する。

５　審査会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

６　審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

７　審査会の会議は公開する。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の３分の２以上の委員の同意を必要とする。

８　委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、審査しなければならない。

９　審査会の委員および委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（審査会の職務）

第１０条　審査会は、次に掲げる職務を行う。

一　都民または議員から、審査の請求があった事案について調査・審査し、報告書を議長に提出すること。

二　政治団体が、政治資金規正法の規定に基づき東京都選挙管理委員会に提出した政治資金収支報告書を審査し、報告書を議長に提出すること。

三　その他、政治資金に係る倫理の確立を図るため、議長の諮問を受けた事項について答申し、または建議すること。

（調査協力義務および弁明の権利の保障）

第１１条　知事および議会、議員並びに会派は、審査会の調査に協力しなければならない。

２　審査の請求をされた議員は、審査会から出席の要請があったときは、出席し、誠実に答える義務を負う。

３　議員および会派が前項の調査に協力しなかったとき、または虚偽の報告をしたときは、審査会は、報告書にその旨を記載しなければならない。

４　審査の請求をされた議員は、審査会に対し口頭または文書により弁明することができる。

（条例違反に対する措置の勧告等）

第１２条　審査会は、この条例に違反する事実を認定したときは、報告書にその旨を記載しなければならない。この場合において、審査会は、違反者に対し、次の各号により必要な措置を勧告することができる。

一　公開の議場における陳謝。

二　公開の場における審査会が主宰する説明会の開催。

三　出席委員の３分の２以上の多数による賛成がある場合は、出席もしくは参加の自粛の勧告、役職辞任の勧告または議員辞職。

２　審査会は、審査の請求をされた議員の名誉を回復する必要があると認めるときは、議長に対し、当該議員の名誉を回復するために必要と認める措置を講じるよう求めるものとする。

（審査結果の通知および公表）

第１３条　議長は、審査会の報告書が提出されたときは、審査の請求をした議員・都民、および審査の請求をされた議員に対してその内容を通知し、第１４条第１項の規定による意見書の提出の有無を確認の上、審査結果を公表しなければならない。

（意見書の提出および公表）

第１４条　審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査結果について、議長に対し意見書を提出することができる。

２　議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、審査結果の公表に当たり、意見書の全部または概要を併せて公表するものとする。

（措置）

第１５条　議長は、審査会の報告書が提出されたときは、勧告その他の審査会が必要と認める措置を講じることができる。

２　議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

（条例の見直し等）

第１６条　議会は、この条例の施行後３年以内に、この条例の見直しを行うとともに、包括的な政治倫理条例を制定するものとする。

（政治倫理条例検討委員会の設置および運営）

第１７条　前条に規定する条例の見直し、および政治倫理条例の制定を行うため、議会に、政治倫理条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の運営に関し必要な事項を協議するため、委員会に打合会を置く。

３　委員会および打合会の委員は、すべての会派で構成しなければならない。

４　委員会は、各会派から２名または１名の委員および議長により構成する。

５　委員の任期は、１年とする。

６　委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

７　副委員長の数は、委員会がこれを定める。

８　委員会および打合会は公開する。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の３分の２以上の委員の同意を必要とする。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この条例は、令和７年７月１日から施行する。